

一般社団法人日本ロボット学会 学生活動委員会運営協議会規程

2024年08月08日理事会制定

第1条 本規程は、本会学生活動委員会規程第3条に関わる学生活動委員会の設置申請に対する事前審議機関として、学生活動委員会運営協議会（以下、学生活動協議会という）の設置について必要な事項を定めたものである。

（協議会構成）

第2条 学生活動協議会は、会長が指名する事業理事を議長とし、庶務理事を幹事とする他、企画広報理事、学会誌理事が指名する会誌編集委員、財務理事、各学生活動委員会委員長、並びに議長指名の協議員若干名で構成する。

（審議事項）

第3条 学生活動協議会は、学生活動委員会の設置の必要性、重要性の審議並びにそれに基づく運営費交付金の審議、既存の学生活動委員会や研究専門委員会等との重複がないかどうか等を都度審議し、審議結果は理事会に速やかに報告する。設置継続、期間の延長、終了の場合も同様とする。

（学生活動協議会定例会の開催）

第4条 毎年1回学生活動協議会定例会を開催し、各学生活動委員会の活動報告および活動計画を確認する。学生活動協議会は、確認した報告結果を理事会に提出するものとする。開催時期は学術講演会併催を基本とするが、学術講演会でのオープンフォーラムで代替したりオンライン会議で実施したりしても良い。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、事業理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2024年10月01日より実施する。